

平成30年5月1日

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 日本障害者福祉会合同会社
- (2) 代表者 代表社員 吉本 香織
- (3) 所在地 大阪府大阪市都島区高倉町一丁目10番26号

#### 2 事業所名称及び所在地

- (1) 名称 ウイング
- (2) 事業種別 就労継続支援A型、就労継続支援B型
- (3) 所在地 大阪府東大阪市高井田元町二丁目8番5号
  
- (4) 指定年月日 就労継続支援A型：平成27年4月1日  
就労継続支援B型：平成29年8月1日

#### 3 指定の取消の年月日

平成30年4月30日

#### 4 処分の理由

##### 【就労継続支援A型】

##### (1) 訓練等給付費の請求に関する不正(法第50条第1項第5号)

- ・平成28年1月から平成28年3月まで及び平成28年5月から平成29年7月までの期間について常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していないことに加え、平成28年12月から平成29年4月までの間について常勤のサービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。
- ・平成28年10月10日（月・祝）について、開所日でないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽の従業員の勤務時間計算表及び給与支払明細書を作成し、少なくとも利用者5名分の訓練等給付費を不正に請求し受領した。

##### (2) 虚偽の報告（法第50条第1項第6号）

- ・法人代表者は、職業指導員1名の虚偽の勤務時間計算表及び給料支払明細書（平成29年1月分）を監査時に本市に提出した。

- ・ 法人代表者は、従業者4名について秘密保持に関する誓約書を取り交わしていないにもかかわらず、本人が署名したように装った虚偽の誓約書を監査時に本市に提出した。

(3) 虚偽の答弁（法第50条第1項第7号）

- ・ 法人代表者はサービス管理責任者1名について常勤でないにもかかわらず、常勤のサービス管理責任者であるとする虚偽の答弁を監査時に本市に対し行った。

(4) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）

- ・ 法人代表者は、常勤として届出のある職業指導員1名について当該事業所のサービス提供時間中に法人代表者が関係する別法人が経営する弁当店の配達業務を継続的に行わせていた。
- ・ 平成28年5月1日から平成29年8月1日までの間に提出された変更届（計5回）において、非常勤又は既に退職している従業者を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤のサービス管理責任者、生活支援員又は職業指導員として記載し、本市に提出した。

【就労継続支援B型】

(1) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

- ・ 平成29年8月1日付けの新規指定に係る指定申請において、既に退職し勤務予定のない者を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤の職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。

(2) その他福祉に関する法律の違反（法第50条第1項第9号）

- ・ 同一事業所にて一体的に運営されている指定就労継続支援A型事業所において不正請求等違反が行われた。

5 事業者に対する経済上の措置

【東大阪市】 訓練等給付費に係る返還額	4, 327, 968円
加算額	1, 731, 187円
合計額	6, 059, 155円

6 欠格事由該当者

代表社員 吉本 香織  
ウイング管理者 東 美紀

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉事業者課  
TEL 06-4309-3187